

長崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年6月29日公表

平成30年10月26日変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業、定置漁業等により、ほぼ周年漁獲される重要な資源となっており、また養殖用種苗としても広く利用されている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県総合水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業協同組合間や漁業者間の協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項

- 1 国の基本計画により決定された第4管理期間(2018年7月1日から2019年3月31日まで)の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	632.8トン	うち 59.15 トンを本県の留保枠とする
-----------------------------------	---------	-----------------------

くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	152.5トン	うち 9.40 トンを本県の留保枠とする
-----------------------------------	---------	----------------------

2 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

1 定義等

- (1) 「定置漁業」とは、漁業法第6条第3項に規定する定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業(定置網を使用するものに限る)を指し、「漁船漁業」とは、指定漁業等を営む者及び法第3条第2項第6号の政令で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。
- (2) 「海区」とは、管理を行なう海域に属する漁業者の区分とし、本県は次の5つの海区に分けて管理を行う。
 - ① 長崎市、西海市、西彼杵郡、島原市、雲仙市、南島原市、諫早市、大村市に住所を有する漁業者の区分。(以下、「県南海区」という。)
 - ② 東彼杵郡、佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡に住所を有する漁業者の区分。(以下、「県北海区」という。)
 - ③ 五島市、南松浦郡に住所を有する漁業者の区分。(以下、「五島海区」という。)
 - ④ 壱岐市に住所を有する漁業者の区分。(以下、「壱岐海区」という。)
 - ⑤ 対馬市に住所を有する漁業者の区分。(以下、「対馬海区」という。)

2 海区別、採捕の種類別又は期間別の割当量

- (1) 小型魚については平成22年から24年平均漁獲実績に基づき、大型魚については平成27年から29年平均漁獲実績に基づき、下表のとおり海区別、採捕の種類別に割当量を定める。
- (2) 留保枠については、不慮の混獲等に対応するため、管理期間末まで当初留保枠の2割(小型魚11.83トン、大型魚1.88トン)を留保する。残り(小型魚47.32トン、大型魚7.52トン)はいずれかの海区の割当量

の7割を超えるおそれがあると認める時に、当初の海区割当量に基づき配分し、その数量を関係する漁業協同組合及び海区漁業協同組合長会等に通知する。この場合、各海区の割当量は当該留保枠の配分量を加えた数量とする。

(3) 小型魚の割当量を遵守するために、5トン以上の漁船漁業の割当量のある海区は下表③のとおり採捕の種類別に期間毎の漁獲上限を定めて管理するものとし、期間別の割当量に残余が生じた場合は、翌期間の割当量と当期の割当量の残余を併せた数量を翌期間の割当量とし、その数量を関係漁業協同組合等に通知する。

① 小型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.54	0.08	1.62
県北	23.50	4.36	27.86
五島	88.33	11.42	99.75
壱岐	91.06	3.08	94.14
対馬	335.38	14.90	350.28
県留保枠			59.15
合計			632.80

② 大型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	0.30	0.60	0.90
県北	0.30	7.73	8.03
五島	0.30	7.69	7.99
壱岐	109.83	3.34	113.17
対馬	4.27	8.74	13.01
県留保枠			9.40
合計			152.50

③ 小型魚の期間別割当量

		採捕の種類	
海区及び期間		漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量
県南海区		1.54トン	0.08トン
うち 30年7～12月			
31年1～3月			

		採捕の種類	
海区及び期間		漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量
県北海区		23.50トン	4.36トン
うち 30年7～12月		14.38トン	
31年1～3月		9.12トン	

		採捕の種類	
海区及び期間		漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量
五島海区		88.33トン	11.42トン
うち 30年7～12月		26.79トン	
31年1～3月		61.54トン	

		採捕の種類	
海区及び期間		漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量
壱岐海区		91.06トン	3.08トン
うち 30年7～12月		58.09トン	
31年1～3月		32.97トン	

※壱岐海区の漁協毎の割当量については別表1のとおり。

		採捕の種類	
海区及び期間		漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量
対馬海区		335.38トン	14.90トン
うち 30年7～12月		278.12トン	
31年1～3月		57.26トン	

3 割当量の移譲による2の①、②、③の表の改訂

2の①、②、③の表の海区及び漁業種類別の割当量の移譲について関係する漁業協同組合及び海区漁業協同組合長会間で協議が調った場合は、県はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の割当量は当該移譲を反映した数量とする。

4 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が海区别、採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた海区ごと、採捕の種類ごと又は期間ごとに法第 10 条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は小型魚の急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
・定置漁業	・1か統当たり1トン／日を超える量の小型魚の採捕
・漁船漁業	・1隻当たり 300 キログラム／日を超える量の小型魚の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の報告先	本県
○自漁協以外に水揚げの場合 各漁業者は、参事(指導担当者)又は支所長(支所責任者)に電話連絡 ○自漁協に水揚げの場合 漁協の販売担当者は、参事(指導担当者)又は支所長(支所責任者)に連絡	・漁協(参事(指導担当者)/支所長(支所責任者))は本県漁業振興課にメール/FAX/TEL 連絡 ・本県は送信者に受信連絡(メール、FAX で連絡を受けた場合)

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を

整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none">・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。・県/漁業協同組合ごとの残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁。
はえ縄漁業 釣り漁業	<ul style="list-style-type: none">・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流。

(4) 本県は、漁業協同組合毎に1日2トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

(1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量(留保を設定している場合は留保の数量を除く)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 漁船漁業の場合

① 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがないと認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体(養殖用種苗は除く)の放流に努める。

② 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体(養殖用種苗は除く)を放流する。
- ・ 漁業者は操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減に努める。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

③ 第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体(養殖用種苗は除く)を放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

④ 第3で定める漁船漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、翌日は漁場移動又は漁業種類の変更、或いは休漁する。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

(2) 定置漁業の場合

① 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがないと認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体の放流に努める。
- ・ 定置漁業の割当量の5割を超えた場合は、県は漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

② 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は1.5キログラム未満の個体を放流する。
- ・ 漁業者は一定以上の漁獲が連続した場合、休漁相当の取組み(輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等)の実施に努める。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に助言する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

③ 第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム採捕した場合、翌日は休漁する。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に指導する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

④ 第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・ 漁業者はくろまぐろを採捕した場合、翌日は休漁する。
- ・ 漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。
- ・ 本県はこれらの措置の実施を漁業協同組合に勧告する。併せて、漁業者の取組み状況を把握するため、漁業者が所属する漁業

協同組合に漁業者毎の管理日誌(別紙)の提出を求める。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

- ① 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国が行う釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけに協力するものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 第2の知事管理量

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 第3の海区別、採捕の種類別又は期間別の数量

本県の採捕の数量が第3の海区別、採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、海区別、採捕の種類別又は期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出され、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、管内の遊漁船業者に対しても、同様の指導を行う。

2 第4管理期間までの超過分の差引等について

第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、県北海区から4年間(1～3年目は7トン、4年目は4.204トン)にわたって分轄して差し引く(五島海区については第3管理期間に返済済み)。ただし、第4管理期間は管理期間が9ヶ月間であることから、漁獲枠超過量の差引き量も9ヶ月分に案分した5.63トンとする。

＜第2管理期間の超過量の差引き計画について＞

単位:トン

			1年目 (第3管理 期間)	2年目 (第4管理 期間)	3年目 (第5管理 期間)	4年目 (第6管理 期間)	合計
差引数量	県北海区	漁船漁業等	5.960	4.790	5.960	4.749	21.459
		定置網等	1.040	0.840	1.040	0.825	3.745
		小計	7.000	5.630	7.000	5.574	25.204
	五島海区	漁船漁業等	20.890				20.8905
		定置網等	2.996				2.9955
		小計	23.886				23.886
合計		30.886	5.630	7.000	5.574	49.09	
国への返 済数量等	国への返済数量		31.400	5.630	7.000	5.060	49.09
	県留保枠への充当数量		-0.514			0.514	0
	合計		30.886	5.630	7.000	5.574	49.09

＜別表1＞壱岐海区における小型魚の漁協毎の割当量(単位:トン)

漁協名	漁船漁業	定置漁業	合計
郷ノ浦町漁協	25.227	0.129	25.356
勝本町漁協	32.868		32.868
箱崎漁協	12.428	2.620	15.048
壱岐東部漁協	12.632		12.632
石田町漁協	7.897	0.330	8.227
合計	91.052	3.079	94.131

第3の2の(3)の①の壱岐海区の小型魚割当量小計94.14トンと、本表の合計94.131トンの差0.009トンは、海区の管理量とする。